

市区町村別集計項目(推進体制等)

岐阜県	
市区町村数	42

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						18	30	14			41					
21	201	岐阜市	男女共生・生涯学習推進課	1	1	1	1	岐阜市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第3次岐阜市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
21	202	大垣市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	大垣市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		大垣市第四次男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
21	203	高山市	生涯学習課	1	2	1	1	高山市男女共同参画推進条例	2002年12月25日	2003年4月1日		第5次高山市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	204	多治見市	くらし人権課	1	2	0	1	多治見市男女共同参画推進条例	2005年6月27日	2005年7月1日		第3次たじみ男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
21	205	関市	市民協働課	1	2	1	1	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		第3次せき男女共同参画まちづくりプラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
21	206	中津川市	市民協働課	1	2	1	1				0	なかつがわ男女共同参画プラン(第4次)	2016年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
21	207	美濃市	総合政策課	1	2	1	1				0	第3次男女共同参画いきいきプラン美濃	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
21	208	瑞浪市	生活安全課	1	2	1	1				0	第2次みずなみ男女共同参画プラン(後)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
21	209	羽島市	市民協働課	1	2	1	1				0	羽島市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
21	210	恵那市	企画課	1	2	0	1				0	第2次恵那市男女共同参画推進プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
21	211	美濃加茂市	ひとつくり課	1	2	0	1				0	第3次みのかも男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2030年3月	0	1	
21	212	土岐市	まちづくり推進課	1	2	1	1				0	第2次土岐市男女共同参画プラン	2014年3月 ~ 2024年3月	1	1	
21	213	各務原市	まちづくり推進課	1	2	0	1	各務原市男女が輝く都市づくり条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第4次かかみがはら男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	214	可児市	人づくり課	1	2	1	1	可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2007年6月13日	2007年7月1日		可児市男女共同参画プラン2023	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
21	215	山県市	企画財政課	1	2	1	1	山県市男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年3月20日		第4次山県市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
21	216	瑞穂市	総合政策課	1	2	1	1	瑞穂市男女共同参画推進条例	2010年12月17日	2011年4月1日		瑞穂市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
21	217	飛騨市	総合政策課	1	2	0	1				3	第3次飛騨市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
21	218	本巣市	企画財政課	1	2	1	1				0	第3次本巣市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
21	219	郡上市	企画課	1	2	0	1	郡上市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日		第3次郡上市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	220	下呂市	企画課	1	2	1	1				2	下呂市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2029年3月	0	1	
21	221	海津市	市民活動推進課	1	2	1	1	海津市男女共同参画推進条例	2008年3月24日	2008年4月1日		海津市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
21	302	岐南町	総務課	1	2	0	0				0	第3次岐南町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	303	笠松町	総務課	1	2	1	1				0	第3次笠松町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
21	341	養老町	総務課	1	2	1	1	養老町男女共同参画のまちづくり条例	2005年3月28日	2005年4月1日		養老町第三次男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
21	361	垂井町	企画調整課	1	2	0	1				0	垂井町第2次男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
21	362	関ヶ原町	総務課	1	2	0	0				0	関ヶ原町男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
21	381	神戸町	まちづくり戦略課	1	2	0	0				0	第2期神戸町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
21	382	輪之内町	総務課	1	2	0	1	輪之内町男女共同参画推進条例	2011年3月9日	2011年4月1日		発見! 必見! わの未来へつなぐプラン ~ 誰もが自分らしく生きられる社会のために ~	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
21	383	安八町	企画調整課	1	2	0	1				2	安八町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
21	401	揖斐川町	政策広報課	1	2	0	1				0	揖斐川町第2次男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
21	403	大野町	総務課	1	2	0	0				0	男女共同参画プランおおの	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
21	404	池田町	社会教育課	2	2	0	0				0	池田町男女共同参画プラン「いけだチャチャチャ」	2013年4月1日 ~ 2023年4月1日	0	1	
21	421	北方町	政策財政課	1	2	0	0				0	北方町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2025年3月	0	1	
21	501	坂祝町	企画課	1	2	0	0	坂祝町男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年3月17日		坂祝町男女共同参画基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	1	1	
21	502	富加町	総務課	1	2	0	0				0	富加町男女共同参画計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
21	503	川辺町	企画課	1	2	0	1				0	川辺町男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1	
21	504	七宗町	ふるさと振興課	1	2	0	0				0	七宗町男女共同参画基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
21	505	八百津町	総務課	1	2	0	0				0	第2次八百津町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
21	506	白川町	企画課	1	2	0	1				0	白川町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2028年3月	1	1	
21	507	東白川村	総務課	1	2	0	0				0	東白川村男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市 区 町 村 名	担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有			無			
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
21	521	御嵩町	企画課	1	2	1	1				0	御嵩町第4次男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
21	604	白川村	総務課	1	2	0	0				3						0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3							0	3	2	1	0	2	1	0
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター		500-8521	岐阜市橋本町1-10-23(ハートフルスクエアG内 2F)	058-268-1052	058-268-1057	https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/		○		○			○	
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	ハートリンクおおがき	503-0911	岐阜県大垣市室本町5丁目51番地	0584-47-8549	0584-47-8838	http://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/3-3-0-0-0_4.html		○	○			○		
21	203	高山市															
21	204	多治見市															
21	205	関市															
21	206	中津川市															
21	207	美濃市															
21	208	瑞浪市															
21	209	羽島市															
21	210	恵那市															
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola	リオラ	505-0023	美濃加茂市健康のまち1丁目2番地みのかも健康プラザ内	090-9022-2200		https://caminho-minokamo.com/		○	○			○		
21	212	土岐市															
21	213	各務原市															
21	214	可児市															
21	215	山県市															
21	216	瑞穂市															
21	217	飛騨市															
21	218	本巣市															
21	219	郡上市															
21	220	下呂市															
21	221	海津市															
21	302	岐南町															
21	303	笠松町															
21	341	養老町															
21	361	垂井町															
21	362	関ヶ原町															
21	381	神戸町															
21	382	輪之内町															
21	383	安八町															
21	401	揖斐川町															
21	403	大野町															
21	404	池田町															
21	421	北方町															
21	501	坂祝町															
21	502	富加町															
21	503	川辺町															
21	504	七宗町															
21	505	八百津町															
21	506	白川町															
21	507	東白川村															
21	521	御嵩町															
21	604	白川村															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岐阜県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			3							3	3	3	3	0	2	1	0	0	
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター	2002年1月26日	6	0	27,121	○	○	○	○			○	○				
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	2017年10月11日	3	2	10,680	○	○	○	○			○					
21	203	高山市			0	0	0												
21	204	多治見市			0	0	0												
21	205	関市			0	0	0												
21	206	中津川市			0	0	0												
21	207	美濃市			0	0	0												
21	208	瑞浪市			0	0	0												
21	209	羽島市			0	0	0												
21	210	恵那市																	
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola	2018年9月21日	0	4	1,632	○	○	○	○								
21	212	土岐市			0	0	0												
21	213	各務原市			0	0	0												
21	214	可児市			0	0	0												
21	215	山県市			0	0	0												
21	216	瑞穂市			0	0	0												
21	217	飛騨市			0	0	0												
21	218	本巣市			0	0	0												
21	219	郡上市			0	0	0												
21	220	下呂市																	
21	221	海津市			0	0	0												
21	302	岐南町			0	0	0												
21	303	笠松町			0	0	0												
21	341	養老町			0	0	0												
21	361	垂井町			0	0	0												
21	362	関ヶ原町			0	0	0												
21	381	神戸町			0	0	0												
21	382	輪之内町			0	0	0												
21	383	安八町			0	0	0												

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
21	401	揖斐川町			0	0	0										
21	403	大野町			0	0	0										
21	404	池田町			0	0	0										
21	421	北方町			0	0	0										
21	501	坂祝町			0	0	0										
21	502	富加町			0	0	0										
21	503	川辺町			0	0	0										
21	504	七宗町			0	0	0										
21	505	八百津町			0	0	0										
21	506	白川町			0	0	0										
21	507	東白川村			0	0	0										
21	521	御嵩町			0	0	0										
21	604	白川村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			21	0	0.0	24	0	0.0	21	0	0.0	16	0	0.0	7,625	386	5.1
21	201	岐阜市				1	0	0.0	2	0	0.0							2453	240	9.8
21	202	大垣市	2005年3月18日	大垣市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							492	13	2.6
21	203	高山市				1	0	0.0	1	0	0.0							278	2	0.7
21	204	多治見市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
21	205	関市				1	0	0.0	1	0	0.0							566	15	2.7
21	206	中津川市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	2	1.2
21	207	美濃市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	1	1.4
21	208	瑞浪市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
21	209	羽島市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	3	2.7
21	210	恵那市				1	0	0.0	1	0	0.0							460	29	6.3
21	211	美濃加茂市				1	0	0.0	1	0	0.0							171	7	4.1
21	212	土岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	6	2.4
21	213	各務原市	2005年9月26日	男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							384	31	8.1
21	214	可児市				1	0	0.0	1	0	0.0							130	3	2.3
21	215	山県市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	1	0.7
21	216	瑞穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	9	9.3
21	217	飛騨市				1	0	0.0	1	0	0.0							103	2	1.9
21	218	本巣市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	5	4.2
21	219	郡上市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
21	220	下呂市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
21	221	海津市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	3	1.7
21	302	岐南町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
21	303	笠松町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
21	341	養老町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	1	0.8
21	361	垂井町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	1	0.7
21	362	関ヶ原町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
21	381	神戸町										1	0	0.0	0	0		50	1	2.0
21	382	輪之内町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
21	383	安八町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
21	401	揖斐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	0	0.0
21	403	大野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	404	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
21	421	北方町										1	0	0.0	0	0		48	3	6.3
21	501	坂祝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
21	502	富加町										1	0	0.0	0	0		23	2	8.7

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数
21	503	川辺町									1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
21	504	七宗町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
21	505	八百津町									1	0	0.0	1	0	0.0	78	1	1.3
21	506	白川町									1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
21	507	東白川村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
21	521	御嵩町									1	0	0.0	1	0	0.0	68	2	2.9
21	604	白川村									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岐阜県

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数		うち女性委員の数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員の数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員の数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員の数	女性比率(%)	
									17	17	581	203	34.9	8	6	61	16	26.2						
	岐阜市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	大垣市								0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						
	高山市								0	0	0	0		1	1	3	1	33.3						
	多治見市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	関市								2	2	51	17	33.3	0	0	0	0							
	中津川市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	美濃市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	瑞浪市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	羽島市								2	2	107	24	22.4	0	0	0	0							
	恵那市								2	2	110	45	40.9	0	0	0	0							
	美濃加茂市								2	2	82	28	34.1	0	0	0	0							
	土岐市								3	3	70	29	41.4	0	0	0	0							
	各務原市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	可児市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	山県市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	瑞穂市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	飛騨市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	本巢市								2	2	42	17	40.5	0	0	0	0							
	郡上市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	下呂市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	海津市								0	0	0	0		0	0	0	0							
	岐南町								0	0	0	0		1	1	4	2	50.0						
	笠松町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	養老町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	垂井町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	関ヶ原町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	神戸町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	輪之内町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	安八町								1	1	5	2	40.0	1	1	5	1	20.0						
	揖斐川町								2	2	53	22	41.5	2	0	5	0	0.0						
	大野町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	池田町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	北方町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	坂祝町								1	1	61	19	31.1	0	0	0	0							
	富加町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	川辺町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	七宗町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	八百津町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	白川町								0	0	0	0		0	0	0	0							
	東白川村								0	0	0	0		0	0	0	0							
	御嵩町								0	0	0	0		2	2	41	11	26.8						
	白川村								0	0	0	0		0	0	0	0							

調査時点		議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
都 道 区	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休暇期間の範囲について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例									
		21	1の合計	39	0	35		0		35	35	35	35	34	23			
		10	2の合計	1	29	4		39			1	1	1	1	4	0		
		0	3の合計	1	5			0			1	1	1	1	1	2		
		11	4の合計	1	5						5	5	5	5	3	14		
21	岐阜市	岐阜市議員の旧姓使用に関する要綱 第5条第1項 任命権者は、前条第2項及び第3項の規定による申請について、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	岐阜市議会	1	3		岐阜市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
21	大垣市	大垣市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、任命権者の承認を受けて、専ら議員の間で使用している文書、経歴文書等で職務遂行又は事務処理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大垣市議会	1	2	1	大垣市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
21	高山市	高山市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員(高山市臨時議員等の取扱いに関する規程(昭和58年高山市訓令第12号)第2条に規定する臨時議員等を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改め、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 議員は、届出することにより、職場において旧姓を使用することができる。	高山市議会	1	2	1	高山市議会会議規則(昭和42年4月1日 市議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
21	多治見市	多治見市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げるものに旧姓を使用することができる。	多治見市議会	1	2	1	多治見市議会会議規則 第2条(省略) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4		
21	関市	関市議員の旧姓使用に関する要綱 第6条第1項 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	関市議会	1	3	1	関市議会会議規則、関市議会委員会条例 関市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 関市議会委員会条例第12条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4		
21	中津川市	中津川市議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、中津川市の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名づける等の他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	中津川市議会	1	2	1	中津川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
21	美濃市		美濃市議会	1	3	1	美濃市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
21	瑞浪市	瑞浪市議員旧姓使用取扱要綱 本則全て	瑞浪市議会	1	3	1	瑞浪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4		
21	羽島市		羽島市議会	1	2	1	羽島市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		

都 市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がある。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問5 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問6 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
市区町村名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の規定による。 2. 労働基準法65条の規定による。 3. 労働基準法65条の規定による。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	
21 恵那市	4	恵那市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 美濃加茂市	1	美濃加茂市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 土岐市	1	土岐市議会	1	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 各務原市	1	各務原市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 可児市	1	可児市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 山県市	1	山県市議会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 瑞穂市	1	瑞穂市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21 飛騨市	4	飛騨市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4

市区町村			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
市区町村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等の規定がある。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い規定がある。 4. 期間の定めはない。			1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
21	##	本泉市	1	本泉市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。	本泉市議会	1	2	1	本泉市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
21	##	郡上市	1	郡上市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、異性後継その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するため、郡上市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、婚姻、異性後継その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を確保するため、郡上市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 第3条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。 第4条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。	郡上市議会	1	2	1	郡上市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
21	##	下呂市	1	下呂市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、市長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(管内及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が、婚姻、異性後継その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、関係な文書等で職務遂行又は事務処理上理解や混乱を招かぬ範囲内において、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 第4条 旧姓の使用を承認を受けた職員は、前項に規定するすべての文書等において旧姓を使用するものとする。 (旧姓使用の申請) 第5条 職員は、第2条の規定による旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 市長は、前項の申請書について、特に必要があると認められるときは、当該職員に対して、当該申請書記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。 (旧姓使用の承認) 第6条 市長は、旧姓の使用を承認した場合は、その旨を速やかに所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び旧姓の使用の承認は申請できないものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第8条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する書類等の写しを所属長を経由して市長に提出することにより、旧姓の使用を承認したものとする。 (旧姓使用の取消) 第9条 市長は、旧姓の使用を承認した後において、当該職員の旧姓の使用が、職務遂行又は事務処理上支障があると認めるときは、当該職員の旧姓の使用の取消を求めることができる。 (旧姓使用職員台帳) 第10条 市長は、第4条から前条までについて、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (職員及び所属長の責務) 第11条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、関係機関及び職員等と関係や混乱が生じないよう努めなければならない。 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	下呂市議会	1	2	1	下呂市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	3
21	##	海津市	4		海津市議会	1	2	1	海津市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
21	##	陸前町	4		陸前町議会	1	4	2		2		4	4	4	4	2	4	
21	##	陸前町	4		陸前町議会	1	4	2		2		2	2	2	2	2	4	
21	##	養老町	2		養老町議会	1	2	1	養老町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
21	##	垂井町	1		垂井町議会	1	2	1	垂井町議会会議規則 第2条第2項	2		1	1	1	1	1	1	

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
道 区	府 町 市 村 町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	1. 明記した規定がある	2. 明記した規定はないが、運用上認めている	3. 明記した規定がなく、運用上認めていない	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7							
コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の規定による。 2. 労働基準法65条の規定による。 3. 労働基準法65条の規定による。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			関ヶ原町議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏以下「旧姓」という。左町の文書等において使用するに際し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓の使用を許された職員は、前項に規定する全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響の大きいもの (3) 公権の行使に係るもの 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、関ヶ原町職員職務規程(昭和60年関ヶ原町訓令第2号)第17条第2項の規定に基づく変更届の提出の際に旧姓使用届(書式第1号)を提出し、提出しなければならない。 2 総務課長は、前項の届出について、特に必要があると認められるときは当該職員に対して、当該届出記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。	関ヶ原町議会	1	2	1	関ヶ原町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	4
			輪之内町議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、町長に届出し、旧姓の使用に申し承諾を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、経費文書等職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	輪之内町議会	1	2	1	輪之内町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	4
				安八町議会	1	2	1	安八町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1
				揖斐川町議会	1	2	1	揖斐川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1
				岐阜県揖斐郡大野町議会	1	2	1	大野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	4
				池田町議会	1	2	1	池田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1
				北方町議会	1	2	1	北方町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1
				坂田町議会	4			富加町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
				富加町議会	1	2	1	富加町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1
				川辺町議会	1	3		川辺町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1
				七尾町議会	2						4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
	川 村 名		議 会 名																
21	##	八百津町	1	八百津町議会	1	2	1	八百津町議会会議規則	2										
21	##	白川町	1	白川町議会	1	2	1	白川町議会会議規則	2										
21	##	東白川村	2	東白川村議会	1	4	2	御嵩町議会会議規則	2										
21	##	御嵩町	2	御嵩町議会	1	2	1	御嵩町議会会議規則	2										
21	##	白川村	2	白川村議会	3														

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

岐阜県

調査年度 調査期間は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン)を含むに、男女共同参画推進高又は男女共同参画センターの具体的な取組が明確に位置づけられているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14		問15	問16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保育園等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるイラスト防止に関する取組を行っているか。	問10	問11で、選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12	問13で、1を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20	問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30	問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40	問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50	問51	問52	問53	問54	問55	問56	問57	問58	問59	問60	問61	問62	問63	問64	問65	問66	問67	問68	問69	問70	問71	問72	問73	問74	問75	問76	問77	問78	問79	問80	問81	問82	問83	問84	問85	問86	問87	問88	問89	問90	問91	問92	問93	問94	問95	問96	問97	問98	問99	問100	問101	問102	問103	問104	問105	問106	問107	問108	問109	問110	問111	問112	問113	問114	問115	問116	問117	問118	問119	問120	問121	問122	問123	問124	問125	問126	問127	問128	問129	問130	問131	問132	問133	問134	問135	問136	問137	問138	問139	問140	問141	問142	問143	問144	問145	問146	問147	問148	問149	問150	問151	問152	問153	問154	問155	問156	問157	問158	問159	問160	問161	問162	問163	問164	問165	問166	問167	問168	問169	問170	問171	問172	問173	問174	問175	問176	問177	問178	問179	問180	問181	問182	問183	問184	問185	問186	問187	問188	問189	問190	問191	問192	問193	問194	問195	問196	問197	問198	問199	問200	問201	問202	問203	問204	問205	問206	問207	問208	問209	問210	問211	問212	問213	問214	問215	問216	問217	問218	問219	問220	問221	問222	問223	問224	問225	問226	問227	問228	問229	問230	問231	問232	問233	問234	問235	問236	問237	問238	問239	問240	問241	問242	問243	問244	問245	問246	問247	問248	問249	問250	問251	問252	問253	問254	問255	問256	問257	問258	問259	問260	問261	問262	問263	問264	問265	問266	問267	問268	問269	問270	問271	問272	問273	問274	問275	問276	問277	問278	問279	問280	問281	問282	問283	問284	問285	問286	問287	問288	問289	問290	問291	問292	問293	問294	問295	問296	問297	問298	問299	問300	問301	問302	問303	問304	問305	問306	問307	問308	問309	問310	問311	問312	問313	問314	問315	問316	問317	問318	問319	問320	問321	問322	問323	問324	問325	問326	問327	問328	問329	問330	問331	問332	問333	問334	問335	問336	問337	問338	問339	問340	問341	問342	問343	問344	問345	問346	問347	問348	問349	問350	問351	問352	問353	問354	問355	問356	問357	問358	問359	問360	問361	問362	問363	問364	問365	問366	問367	問368	問369	問370	問371	問372	問373	問374	問375	問376	問377	問378	問379	問380	問381	問382	問383	問384	問385	問386	問387	問388	問389	問390	問391	問392	問393	問394	問395	問396	問397	問398	問399	問400	問401	問402	問403	問404	問405	問406	問407	問408	問409	問410	問411	問412	問413	問414	問415	問416	問417	問418	問419	問420	問421	問422	問423	問424	問425	問426	問427	問428	問429	問430	問431	問432	問433	問434	問435	問436	問437	問438	問439	問440	問441	問442	問443	問444	問445	問446	問447	問448	問449	問450	問451	問452	問453	問454	問455	問456	問457	問458	問459	問460	問461	問462	問463	問464	問465	問466	問467	問468	問469	問470	問471	問472	問473	問474	問475	問476	問477	問478	問479	問480	問481	問482	問483	問484	問485	問486	問487	問488	問489	問490	問491	問492	問493	問494	問495	問496	問497	問498	問499	問500	問501	問502	問503	問504	問505	問506	問507	問508	問509	問510	問511	問512	問513	問514	問515	問516	問517	問518	問519	問520	問521	問522	問523	問524	問525	問526	問527	問528	問529	問530	問531	問532	問533	問534	問535	問536	問537	問538	問539	問540	問541	問542	問543	問544	問545	問546	問547	問548	問549	問550	問551	問552	問553	問554	問555	問556	問557	問558	問559	問560	問561	問562	問563	問564	問565	問566	問567	問568	問569	問570	問571	問572	問573	問574	問575	問576	問577	問578	問579	問580	問581	問582	問583	問584	問585	問586	問587	問588	問589	問590	問591	問592	問593	問594	問595	問596	問597	問598	問599	問600	問601	問602	問603	問604	問605	問606	問607	問608	問609	問610	問611	問612	問613	問614	問615	問616	問617	問618	問619	問620	問621	問622	問623	問624	問625	問626	問627	問628	問629	問630	問631	問632	問633	問634	問635	問636	問637	問638	問639	問640	問641	問642	問643	問644	問645	問646	問647	問648	問649	問650	問651	問652	問653	問654	問655	問656	問657	問658	問659	問660	問661	問662	問663	問664	問665	問666	問667	問668	問669	問670	問671	問672	問673	問674	問675	問676	問677	問678	問679	問680	問681	問682	問683	問684	問685	問686	問687	問688	問689	問690	問691	問692	問693	問694	問695	問696	問697	問698	問699	問700	問701	問702	問703	問704	問705	問706	問707	問708	問709	問710	問711	問712	問713	問714	問715	問716	問717	問718	問719	問720	問721	問722	問723	問724	問725	問726	問727	問728	問729	問730	問731	問732	問733	問734	問735	問736	問737	問738	問739	問740	問741	問742	問743	問744	問745	問746	問747	問748	問749	問750	問751	問752	問753	問754	問755	問756	問757	問758	問759	問760	問761	問762	問763	問764	問765	問766	問767	問768	問769	問770	問771	問772	問773	問774	問775	問776	問777	問778	問779	問780	問781	問782	問783	問784	問785	問786	問787	問788	問789	問790	問791	問792	問793	問794	問795	問796	問797	問798	問799	問800	問801	問802	問803	問804	問805	問806	問807	問808	問809	問810	問811	問812	問813	問814	問815	問816	問817	問818	問819	問820	問821	問822	問823	問824	問825	問826	問827	問828	問829	問830	問831	問832	問833	問834	問835	問836	問837	問838	問839	問840	問841	問842	問843	問844	問845	問846	問847	問848	問849	問850	問851	問852	問853	問854	問855	問856	問857	問858	問859	問860	問861	問862	問863	問864	問865	問866	問867	問868	問869	問870	問871	問872	問873	問874	問875	問876	問877	問878	問879	問880	問881	問882	問883	問884	問885	問886	問887	問888	問889	問890	問891	問892	問893	問894	問895	問896	問897	問898	問899	問900	問901	問902	問903	問904	問905	問906	問907	問908	問909	問910	問911	問912	問913	問914	問915	問916	問917	問918	問919	問920	問921	問922	問923	問924	問925	問926	問927	問928	問929	問930	問931	問932	問933	問934	問935	問936	問937	問938	問939	問940	問941	問942	問943	問944	問945	問946	問947	問948	問949	問950	問951	問952	問953	問954	問955	問956	問957	問958	問959	問960	問961	問962	問963	問964	問965	問966	問967	問968	問969	問970	問971	問972	問973	問974	問975	問976	問977	問978	問979	問980	問981	問982	問983	問984	問985	問986	問987	問988	問989	問990	問991	問992	問993	問994	問995	問996	問997	問998	問999	問1000

都 市	市区町村議会 の 議員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域訪問計画や選挙所運営に関する指針(平引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画(当該議員は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか)													
	問6 議員の活用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の活用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で、1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材(動画)や政治分野におけるハラスメント防止研修教材の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止)に関する目的は、行っているか。	問15 議会において、連絡員や議員の活用を認めているか。	問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問18 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問19 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問20 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。														
区	町	村	市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 行ってからず、今後、取り組む予定もない。	3. 行ってからず、今後、取り組む予定もない。	4. なし。	1. 利用している。	2. 利用していないが、今後、取り組む予定である。	3. 利用していない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行ってからず、今後、取り組む予定もない。	4. 明記した規定がない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がない。	4. 明記した規定がない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
21 303	笠松町			4	4	3									3				1				2				
21 341	豊原町			4	4	3																					
21 342	藤田町			4	4																						
21 350	藤田町			4	4	3																					
21 351	藤田町			4	4	3																					
21 352	藤田町			4	4	3																					
21 353	藤田町			4	4	3																					
21 354	藤田町			4	4	3																					
21 355	藤田町			4	4	3																					
21 356	藤田町			4	4	3																					
21 357	藤田町			4	4	3																					
21 358	藤田町			4	4	3																					
21 359	藤田町			4	4	3																					
21 360	藤田町			4	4	3																					
21 361	藤田町			4	4	3																					
21 362	藤田町			4	4	3																					
21 363	藤田町			4	4	3																					
21 502	富加町			4	4	2								2					4				1				
21 503	川辺町			4	4	3									3				4				2				
21 504	川辺町			4	4	3									3				4				2				
21 505	川辺町			4	4	3									3				4				2				
21 506	川辺町			4	4	3									3				4				2				
21 507	川辺町			4	4	3									3				4				2				
21 508	川辺町			4	4	3									3				4				2				